

四日市市告示第208号

四日市市多胎妊婦健康診査受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のとおり定めるものとする。

令和6年3月29日

四日市市長 森 智 広

四日市市多胎妊婦健康診査受診費用補助金交付要綱の一部を改正する要綱
四日市市多胎妊婦健康診査受診費用補助金交付要綱（令和3年四日市市告示第143号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和9年3月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 (施行期日) 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>令和6年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和6年3月31日から施行する。

(こども未来部こども保健福祉課)